

県政改革方針の主な変更について

趣旨

社会経済情勢の変化、国の政策動向、県政改革の推進状況等を勘案し、毎年度、改革方針の見直しを行い、必要な措置を講ずる（県政改革の推進に関する条例第8条において規定）

① 財政運営上の課題等へ対応するための変更

ア 財政フレームの変更

- ・ 令和6年度当初予算を踏まえ変更
- ・ 令和10年度までの収支不足額は前年度から改善(255億円→215億円)

イ 地域整備事業・分収造林事業のあり方検討に向けた変更

■ 企業庁における地域整備事業

- ・ 企業庁経営評価委員会からの報告を踏まえ、地域整備事業会計の存廃も含めて抜本的な見直しを行う

■ 分収造林事業

- ・ 分収造林事業のあり方検討委員会の報告を踏まえ、今後の適正な森林管理及び債務整理の方針について検討し、事業の抜本的な見直しを図る

ウ 公社等のあり方の見直しに向けた変更

- ・ 公社等運営評価委員会からの報告を踏まえ、公社等のあり方について検討し、見直しを行う

② 新たな施策展開等に伴う変更

■ 若者・Z世代応援パッケージの展開による変更

- ・ 兵庫の若者が、学費負担への不安なく、希望する教育を受けることができる仕組みづくりを目的として県立大学の授業料等を無償化する